

12 江別市都市計画審議会

江別市都市計画審議会は、都市計画に関する事項を調査または審議するために設置されている機関で、江別市決定の都市計画については都市計画法により議を経ることが義務付けられているほか、北海道が決定する都市計画において江別市の原案を作成するため議を経ることとしています。

審議会の組織、定員、議事などについては条例で定められています。

審議会委員	20名以内（任期2年）	（学識経験のある者 6名以内 市議会議員 5名以内 市民又は関係団体の代表 5名以内 関係行政機関の職員 4名以内）
開催回数	令和 4年度 2回 令和 5年度 4回 令和 6年度 1回	
審議会の公開	公開（議事内容によっては、非公開の場合あり。）	
議事録の公開	市役所情報公開コーナー及びホームページで公開 （議事内容によっては、非公開の場合あり。）	

13 都市計画提案制度

都市計画提案制度とは、地域のまちづくりに対する取組を今後の都市計画に積極的に取り込んでいくため、土地所有者の方などが都市計画について提案することができる制度です。

■提案できる方

- (1)土地の所有者、借地権者など
- (2)まちづくりNPO法人
- (3)営利を目的としない法人
- (4)まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体 など

■提案の要件

- (1)5,000平方メートル以上のまとまった土地であること
- (2)都市計画に関する法令上の基準に適合していること
- (3)土地所有者などの2/3以上の同意(人数および面積)を得ていること

■提案できる都市計画の種類

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの方針を除く都市計画全てが対象です。
ただし、江別市に提案できる都市計画は、江別市が定めることができるものです。

■提案に必要な書類

- (1)提案書
- (2)提案資格を有することを証する書類
- (3)都市計画の素案
- (4)提案に係る事業実施の書面(事業実施の場合)
- (5)土地所有者等の同意を得たことを証する書類
- (6)提案の判断に関する書類
 - 1)土地所有者及び周辺住民等への説明に関する資料
 - 2)周辺環境への検討に関する資料
 - 3)事業の検討に関する資料
- (7)その他必要に応じて資料などの提出を求める場合があります

江別市では、都市計画制度や提案制度を市民の皆様にご理解していただき、手続を円滑に進めるために事前相談を行っています。